

東かがわ市告示第119号

東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油、配合飼料、資材等の物価高騰等により厳しい経営を強いられている農業者に対し、予算の範囲内で東かがわ市農業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項の規定による令和6年の確定所得申告書又は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による令和6年中の確定申告書の提出時点において、東かがわ市に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地。以下同じ。）を有し、かつ、第4条第1項の規定による支援金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において引き続き本市に住所を有する者であること。

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。

ア 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤促進法」という。）第12条第1項の規定により作成した農業経営改善計画を国、香川県又は本市に提出し、その認定を令和7年9月1日時点において受けている者

イ 認定新規就農者 基盤促進法第14条の4第1項の規定により作成した青年等就農計画を本市に提出し、その認定を令和7年9月1日時点において受けている者

ウ 販売農家 令和6年の確定申告等において農業収入が50万円を超える者

エ 畜産農家 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4の規定に基づき、農林水産省令で定める事項を香川県知事に報告している者

(3) 令和7年9月1日時点において引き続き事業を行っており、交付申請日以降も継続して事業を行う意思を有する者であること。

(4) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）に該当する者でないこと。

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、その者が別表左欄の区分の2つ以上に該当する場合、その者が該当する区分のうち最も高い支援金の額1つを交付する。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）により、令和7年12月26日までに提出するものとする。

2 前項に掲げる交付の申請は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を交付することに決定したときは、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金を交付することが不適当と決定したときは、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定した場合は、その通知日をもって当該申請者より交付の請求を受けたものとみなし、交付申請書において指定のあった金融機関の口座に振り込むことにより、速やかに支援金を交付するものとする。

4 支援金の交付は、1支援対象者につき1回とする。

（決定の取消し及び支援金の返還）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請に係る偽り、その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、市長が支援金を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に支援金を交付している場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第2項の規定による支援金の返還については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	支援金の額	交付の申請に必要な書類
認定農業者	80,000円	振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
認定新規就農者	80,000円	振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
販売農家	30,000円	(1) 令和6年の農業収入額が記載された確定申告書等の写し（税務署の受付が分かる書類を添付） (2) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
畜産農家（酪農・肉用牛・養鶏）	10,000円／頭 20円／羽 令和7年2月1日時点の定期報告書に記載している頭数及び羽数に基づき算定し、その合計の上限は500,000円とする。	振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）東かがわ市長

申請者 郵便番号 〒

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付申請書

次のとおり支援金の交付を受けたいので、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

- 1 東かがわ市農業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付申請の額

円

- 2 支援対象者要件（該当する項目にチェック☑を記入してください。）

☐	認定 農業者	☐	認定新規 就農者	☐	販売農家	☐	畜産農家
--------------------------	-----------	--------------------------	-------------	--------------------------	------	--------------------------	------

- 3 誓約及び同意事項

（チェック☑を記入してください。誓約及び同意をいただけない場合は、支援金を交付することはできません。）

☐	私は、令和7年9月1日時点において事業（営農、畜産経営）を継続しています。 私は、本申請書及び交付の申請に必要な書類の内容に虚偽や不正があった場合又は支援対象者の要件を満たしていないことが判明した場合は支援金の交付の申請を取り下げる、及び支援金の交付を受けた後に虚偽や不正が発覚した場合は支援金を返還することを誓約します。 私は、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）に該当しないことを誓約します。 私は、東かがわ市が暴力団を利用することのないことを確認するため、警察機関へ照会すること及びその結果を東かがわ市が受け取ることにより同意します。 私は、東かがわ市が支援金交付申請の内容を審査するため、居住の状況を確認すること、及び支援金の交付の申請に伴い東かがわ市へ提出した個人情報に関係団体（香川県、東かがわ市農業委員会、香川県農業協同組合、地域農業再生協議会等）へ提供することに同意します。
--------------------------	--

- 4 添付資料（(1)は必須、(2)は販売農家に限る。）

- (1) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
(2) 令和6年の確定所得申告書の写し（税務署の受付が分かる書類を添付）

- 5 支援金振込先口座（申請者本人の名義のものに限る。）

銀行・金庫 組合・農協		支店	普通 当座
		出張所	
		支所	
口座 番号		口座名義 (カナ)	

支援金の交付の決定の通知があった場合、その日を請求日として交付決定に通知のあった支援金の交付を請求します。

7 農水第 号

年 月 日

様

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市農業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付対象年度	令和 7 年度
2 支援金の交付決定の額	金 円
3 交付条件	(1) この支援金は、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱に基づくものです。 (2) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせるときは、これを受けなければなりません。 (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (4) 東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に支援金の交付を受けているときは、当該支援金を返還しなければなりません。

様式第 3 号（第 5 条関係）

7 農水第 号

年 月 日

様

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業者物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東かがわ市農業者物価高騰対策支援金の交付については、東かがわ市農業者物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により次の理由を附して不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由